



円山公園のサツキ

(古谷能富子さん撮影)

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- ・ 新規制基準の「安全」 福井地裁
高浜原発運転差止め仮処分決定 池田 豊 2
- ・ 再生可能エネルギー活用こそ未来
への道 内野 憲 4
- ・ 京都府庁本庁職場の異常な超勤実態 6
- ・ 核兵器廃絶へ、NPT 再検討会議
(ニューヨーク) に行きます 新田昌之 7
- ・ 交流の広場 8
- ・ 加悦鉄道保存車両に夢をのせて 神谷 潔 9
- ・ 私の本棚 厨子義則 10
- ・ カメラ探訪⑩ 古谷能富子 11
- ・ 事務局通信 12



(「住民と自治」 5月号付録)

新規制基準の「安全」 福井地裁 高浜原発運転差止め仮処分決定

池田 豊(京都自治体問題研究所事務局長・原発問題研究会)

昨年 5 月、福井地裁の樋口英明裁判長は、大飯原発 3・4 号機の運転差し止めを命じる判決でした。しかし、関西電力が名古屋高裁金沢支部に控訴したため判決は確定せず、大飯原発は原子力規制委員会の新規制基準適応合審査が終わり、周辺自治体の同意などがあれば再稼働が可能な状態となっています。

4 月 14 日、同じ福井地裁で樋口裁判長は、現在定期検査中の「高浜発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない」との仮処分決定を出しました。仮処分決定はすぐに法的な拘束力を持つため、関西電力が予定していた今年 11 月の再稼働は、決定の取り消し、変更や仮処分の執行停止がされない限り出来なくなるという事態になりました。

今回の福井地裁による差止めは、すでに高浜原発 3・4 号機が原子力規制委員会の新規制基準適合審査を通過している下の決定であり、新規制基準そのものについての判断が下されたことになります。

特に決定は伊方原発の最高裁判決（2002 年 10 月 29 日）を引用しながら、「新規制基準は上記のとおり、緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されない。新規制基準は合理性を欠くものである。」として「安全審査」として実質的に認められないことを明らかにしたことは重要な意味をもちます。

■原発の本質的危険

原子力発電所の本質的な危険性についても、大飯原発訴訟に引き続き今回の高浜原発でも再度判断の基本として再確認をしています。

「いったん発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つ。このことは、他の技術の多くが運転の停止によって、その被害の拡大の要因の多くが除去され、たとえ爆発を伴う事故であっても短時間のうちに収束の方向に向かうのとは異なる原子力発電に内在する本質的な危険である。」

このことは、原子力発電所の安全性についてどのような観点から考える必要があるのか、原子力規制委員会の新規制基準において何をもって基準として判断するのか、さらには原発事故時の避難計画をどのように位置づけ、具体的に検討するのかを考えるうえでも大変重要なことです。京都自治体問題研究所原子力災害研究会が昨年出版した「原発事故！その時どこへ？」でも「一般的な技術の多くが『停止』をもって安定状態、安全状態になるのとは大きくことなり、原子力発電には『停止』後も相当の長期にわたって監視、管理を続けなければ、重大な被害を生むという固有の危険があります」として本質的な危険について指摘してきたところです。

「新規制基準に求められるべき合理性と

は、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべき」として専門技術的な見地からの合理的審査についての基本的考え方を示したことは、原発の審査において専門技術と安全との関係性を分離して議論される状況を厳しく批判したものともいえます。

原子力規制委員会田中委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という発言に対しても「文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。」としました。これらの内容は、国の原子力政策を根本から見直すことを強く迫るものといえます。

■高浜町民に対する映像説明

高浜町では再稼働についての住民説明会を実施せず、町長は説明ビデオの作成を原子力規制庁に要請しました。原子力規制庁は約 30 分の映像を作成し、地元ケーブルテレビで 3 月に 13 日間放映して説明会に代えました。直接住民とのやり取りではなく一方的な説明映像であることもあり、その内容には規制委員会の新規制基準に対する考え方が端的に表現されています。(現在映像は「高浜発電所に関する原子力規制委員会の審査概要について」のタイトルで検索し見ることができます)

「当時（福島第一原発事故）の基準では重大な事故を発生させないことを重視し、重大事故が発生した後の対策が不十分だっ

た。しかし、重大事故は発生しうると考え、対策をすることが、福島第一原発事故からの教訓」

新規制基準は従来の考え方を大きく転換し、「対策をしたから事故は起こらないとの従来の考え方を変え、それでもなお重大事故は発生しうる」との立場から対策をとるというものです。

以上の説明からもわかるように、そもそも新規制基準の適合審査というものは、原子炉施設の安全を担保するものでは全くないという事です。ましてや地域の住民や施設で働く労働者の命や安全を保障するものでもなく、周辺への環境被害を与えないというものでもありません。

メルトダウンや放射能の大量放出などの重大事故が発生することを前提とした対策であると明言しているわけですから、「原子力発電に内在する本質的な危険」を考えるならば、再稼働を認めるわけにはいかないし、原発そのものを廃止することこそが最大の安全策と言えます。今回の福井地裁の決定について技術的、専門的分野からさまざまな指摘がなされています。しかし、その根本において問われているのは住民の生命、基本的人権を守ることです。



再生可能エネルギー活用こそ未来への道 ～「二つの2030年問題」が重要局面に～

内野 憲（京都自治体問題研究所・理事）

●「2030年の電源構成比率」－原発ゼロ を前提にすべき

「2030年の電源構成比率」を決める経済産業省・資源エネルギー庁の「長期エネルギー需給見通し小委員会」の審議が5月中の取りまとめにむけ山場を迎えています。

原発の再稼働・新設ねらう財界・経済産業省

経済産業省は、3月10日に「30年の再生エネルギーの発電見込み量は合計2千億 kWh で全発電量（1兆 kWh ）の約2割となる」との試算結果を提示し、3月30日には「ベースロード電源（原発・石炭・水力・地熱）の割合を6割以上とする」との方針を提示しました。

13年度の電源構成は、原発1%、石炭30%、水力9%、再生エネ2%（10年度の場合、原発29%、石炭25%、水力9%、再生エネ1%）であり、「ベースロード電源の割合を6割以上とするには、原発の割合を20%以上」にしないと実現できない方針です。原発は運転開始から40年で廃炉にするとされており、現在ある原発を全て再稼働させても、30年の原発の電源構成は15%程度と予想されています。

だからこそ、「原発再稼働、建替え、新設」を狙う財界は、「原発比率を20%程度を下限とすることが現実的（経済同友会提言：3月24）」、「原発比率を25%超（経団連提言

：4月6日）」を打ち出しています。経済産業省の方針は財界の意向に沿ったものです。

再生可能エネルギーが十分ある－全発電量の36%可能

環境省は4月3日、「対策を最大限とった場合（最大ケース）で、2030年に国内で導入できる太陽光や風力などの再生可能エネルギーの設備は、全発電量（1兆 kWh ）の35.7%になる。また、設備投資や維持管理で年間約10兆円の経済効果があり、約40万人の雇用が生まれる」との「再生エネルギー導入可能量の試算結果」を発表しました。

3月23日に開催された「エネルギーミックスと温室効果ガス数値目標を考える研究者の会」の報告会では、「電力はエネルギー需要の3分の1であり、30年に太陽光・風力で100%まかなうことはそう難しいことではない」との試算結果も報告されています。

「原発ゼロ」を前提にすべき

ドイツは「脱原発」を明確にし、経済成長を維持しつつ、再生エネルギーの導入促進を図っています。日本も、「原発ゼロ」を前提に電源構成比率を決め、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーの導入促進を図ることが求められています。

●「2030年までの温室効果ガス削減目標」—再生可能エネルギーの導入促進で、役割発揮を

地球温暖化が世界的に重要な課題になっているもと、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）は、「気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑制するためには、世界全体でCO₂排出量を2050年までに2010年比で40～70％削減が必要」「2030年までに今まで以上の取り組みをしない場合、長期的な低排出レベルへの移行が相当困難になる」（2014年4月・第5次評価報告書）との見解を打ち出し各国にその努力を求めています。

2020年以降の削減目標を協議（2015年12月C O P 2 1）

2015年12月にパリで国連気候変動枠組み条約の締結国会議（C O P 2 1）が開催され、2020年以降の温暖化対策の枠組みが協議されます。各国の削減目標が明らかになりつつあります。

主な国の削減目標は、E Uは「30年に少なくとも90年比40％削減」、アメリカは「25年に05年比26～28％削減」です。ロシアは未提出ですが「30年に90年比25～30％削減」を打ちだすのではと報道されています。CO₂排出量が多い中国・インド・日本は未提出です。

安倍政権で後退した日本の対策

「2020年までの削減目標」を確認したカンクン合意（2010年）での日本の目標は「90年比で25％削減」でしたが、安倍政権は

温暖化対策の取り組みを後退させ、「05年比で3.8％削減（90年比では3％増）」との新たな目標を掲げました（13年11月）。

16年4月からの電力自由化を視野に、今、CO₂を大量排出する石炭火電の建設計画が相次いでいます（関西電力の秋田県65万kW基・千葉県に100万kWなど、全国で40ヶ所以上）。安倍内閣は「環境アセスメントの迅速化」などを打ち出し後押ししています。欧米諸国が温暖化対策防止の立場から石炭火電建設を規制しつつあるのとは対照的です。

日本は地球温暖化対策での役割発揮を果たすべき

日本の地球温暖化対策での役割発揮を求める期待が各国等から相次いでいます。「日本は30年に90年比24％の削減が可能（I E A（国際エネルギー機関試算））、「30年に10年比30％前後の削減が必要」（E U・担当委員の発言）、「30年に05年比40％削減を」（イギリス・気候変動相の書簡）などが発信されています。

日本は、CO₂削減に寄与する高い技術力の発揮、再生可能エネルギーの導入促進を軸とした省エネ社会の実現など、地球温暖化対策での役割発揮を果たすべきです。日本の地球温暖化対策の対応、その姿勢を示す「CO₂削減目標」がどのレベルになるのか、今、重要な段階を迎えています。



京 都 府 庁 本 庁 職 場 の 異 常 な 超 勤 実 態

京都府職員労働組合は、2014年6月～2015年3月まで10ヶ月連続で「月1回の超勤実態調査」を実施しました。調査は、アンケート用紙を全職員へ机上配布するとともに、夜間唯一の退庁門である東門で退庁者を確認するとともに、アンケート用紙を回収する方法です。調査終了時間は、6月～9月は24時まで、10月は23時45分まで、11月は25時まで、12月～3月は23時まででした。

調査結果からは、京都府庁本庁職場の異常な超勤実態が明らかになりました。概要を報告します。（府職労新聞等をもとに事務局でまとめました）

◆ 2014 年 6 月の調査では、6 時 30 分以後の退庁者が 1, 114 人（6：30～9：00 退庁者 691 人、9：00～11：45 退庁者 423 人）もいました（このほかに最終調査時間以後の超勤者もいます）。

◆ アンケート用紙の集約では、「ほぼ毎月45時間超の超勤」との回答者が「4人に1人」もあり（表参照）、9カ月間の累積調査では「36.6%」が「月45時間超の超勤」を余儀なくされています。

「過去1年間のうち1回でも月80時間超の超勤を行った」との回答者も「4人に1人」あり、「毎月月80時間超」は「1人」、「10回以上」が「3人」、「6回～9回」が「7人」となりました。

◆ 「過労死の不安を感じたことがある」との回答者が「3人に1人」「毎日、非常に疲れる」との回答者も「3人に1人」ありました（11月21日調査）。

◆ 超勤中は「食事」をとっていないとの回答者が「約6割」（12月17日調査）。とっている場合も、お菓子やおにぎりやサンドイッチが大半で、不規則な食事で生活習慣病への心配の声が寄せられています。

月	回答数	月の時間外勤務時間(時間)			
		～45	～60	～80	～100
6月	193	122	33	21	4
7月	180	97	39	20	8
8月	164	108	31	9	7
9月	188	127	34	16	8
10月	149	89	35	12	7
11月	168	83	41	20	7
12月	144	89	18	19	9
1月	152	101	21	22	4
2月	182	109	36	25	6
合計	1520	925	288	164	60

◆ 調査では、府政に係わる意見・提言・直言も毎回、多く寄せられました。

「もっと各部、各課に権限を持たせるべき。地方分権を主張するなら庁内の分権も進めてほしい」「マンパワーの許容限度を一切考慮せず事業が組み立てられており執行がままならない」「今の若い職員から見て『あこがれの副課長・課長』は、絶滅したのではないか。責任だけ押しつけられる一方、権限もなく毎日バタバタしていてかわいそうな存在になっている」などなど。

核兵器廃絶へ、NPT再検討会議（ニューヨーク）に行きます

新田 昌之（京都市自治労連書記次長）

NPT（核拡散防止条約）再検討会議が、国連（ニューヨーク）で開催されます。1995年に再検討会議が開催され、条約の期限延期の決定と、その後の5年ごとの再検討会議開催が決められました。条約では、核兵器の保有国を増やさないことと同時に、核保有国に「誠実に核軍縮交渉を行う義務」を課しており、核兵器使用禁止、核兵器廃絶への国際世論の大きな結集点であり国際的な合意の前進にとって、大きな役割を果たしている会議です。

5年前には、オバマ大統領のブラハ演説（2009年核兵器廃絶を訴え、ノーベル平和賞受賞）を受けて、当時の広島市長が、2020年までの核兵器廃絶（2020ビジョン）にむけ、「世界平和市長会議」（現在世界160カ国6585都市、日本1545市町村長が参加）が設置されました。（京都では南丹市と笠置町以外すべて加入）

その後、核兵器の非人道性への国際的合意の大きな前進の中で、2011年の核兵器使用禁止条約の交渉開始を求める決議に127カ国が賛成、2014年には、「核兵器の全面廃絶に向けた共同行動」の決議案を170カ国の賛成多数で採択しています。また、2014年にはマーシャル諸島共和国が核兵器保有国を国際司法裁判所に条約違反として提訴するなどの動きもあります。ところが、報道によれば、オーストリア政府が4月のNPT再検討会議に向けて、核兵器禁止、廃絶の効

果的措置を求めた文書（「オーストリアの誓い」）への賛同を全国連加盟国に求めたことに対して、日本政府は見送る方針を固めたことです。背景には、米国政府の圧力があつたようですが、唯一の被爆国として恥ずかしい限りです。

そうしたもつとで、開催されるNPT再検討会議に、日本から被爆者を含む1000名以上の人が日本原水協から参加します。京都からは54名です。核兵器の使用禁止、廃絶を求める署名用紙を積み上げ、ニューヨークの町でパレードし、署名を集め、国連や各国代表に要請に行きます。

私は、個人的にも学生時代の原水禁運動への参加が、今日の生き方の原点でもあり、京都市自治労連でも、平和運動に関わってきたものとして、今回の代表団の一員としてニューヨークに派遣いただくことを大変光栄に感じています。京都市自治労連代表団11名は、私以外はみな青年です。11名みなで、学習と議論をしながら、行動に参加してきます。今年の会議が核兵器廃絶への大きな結節点になったといえるような会議となるよう全力を尽くしたいと思います。



交 流 の 広 場

● 5 ・ 3 憲法集会in京都

日時 5月3日（日・祝）14:00～

場所 円山音楽堂 雨天決行

内容

9条は平和に導く羅針盤。それが崩壊するとき、日本は再び戦争への道を歩むことになるのです。

講演「集団的自衛権行使は亡国の安全保障」

講師 柳澤協二さん 元防衛庁官房長

オープニング企画 13:00～

●大阪市廃止・解体「住民投票」に向けた大阪での参加支援要請

120年をこえる歴史をもつ大阪市を廃止する大阪「都構想」大阪市住民投票が5月17日に実施されます。

大阪維新の会の橋下徹代表は、「大阪市の財布は大きすぎる。5つに分ける」などと、大阪市解体の本質をごまかし、「二重行政のなくし、税金の無駄遣いを止める」と言いますが、権力の集中と関西財界の意図のままにカジノなどの新たな巨大開発を狙うのが「大阪都」構想です。大阪市廃止・解体阻止に向けた支援要請が各界各層から寄せられています。

「大阪市解体それでいいのですか？」

—大阪都構想批判と対案—

富田宏治・森裕之・梶哲教・中山徹

大阪自治体問題研究所編 926円＋税

●第57回自治体学校in金沢プレ企画

日時 5月9日（土）14:00 - 16:30

場所 近江町交流プラザ4階

金沢駅東口から徒歩15分

近江町いちば館4階

参加費 500円

（金沢市青草町88番地 076-260-6722）

内容

戦後70年の憲法・地方自治の現在をふまえ「地方消滅論」「地方創生」への対抗軸を学び合う

講演「小さくても輝く自治体」

高橋彦芳氏（長野県栄村元村長）

自治体消滅論を超えて小規模自治体の存在意義を語る

報告① 武田公子氏（金沢大学教授）

「合併から10年の自治体—白山ろく調査より—」

報告② 喜多裕雄氏

（前石川県農業会議事務局長）

「石川の農業」

●第57回自治体学校in金沢

7月25日（土）本多の森ホール

26日（日）金沢大学

27日（月）文教会館

自治体学校in金沢実行委員会主催

住所：石川県金沢市新保本4-66-4

連絡：木村：090-3885-1526

加悦鉄道保存車両に夢をのせて

京都市で生まれ育った私が、初めて府北部を訪れたのは、ちょうど 50 年前。紳士服店を営む祖父に連れられて行った加悦だった。織機の音が響く加悦鉄道加悦駅で、得意先へ向かう祖父と別れ、構内で煙を上げる蒸気機関車をカメラに納めた。

これを手始めに京都府内の国鉄線で最後の働きをする蒸気機関車を撮影してまわることになる。線路沿いに 7 割方は歩いたのだろうか。トンネル、鉄橋の位置、上り勾配の区間、カーブの具合と、いつでも沿線の風景を思い浮かべることができる。

写真を仕事とすることになり、今度は線路を離れて広く撮影し歩くようになった。運転免許証を持たない私は公共交通機関が頼り。電車・バスのないところは徒歩でいく。一日の行動範囲は限られるが、その地域を徹底的に歩く。「犬も歩けば棒にあたる」と同様、「カメラマンも歩けばシャッターチャンスに会う」である。水鏡の久美浜湾の船着場、網野の浜辺の岩盤模様、伊根の社のエキゾチックな狛犬…。車で動いていては出会えなかった被写体だったと思う。

汽車からディーゼルに、そして電車にと鉄道は進歩したが、駅を出てバス停に立つと、バスの行先と本数が減っている。駅舎にもどる。ガランとした待合室には観光案内どころか地図もない。かつてその町の玄関口であったはずの駅は、今では「道の駅」のここのようだ。やがて町営の上に市営の

ラベルを貼ったバスが到着するがドアを開けてくれない。ノックすると「えっ乗るのか」との表情。私一人を乗せてバスは出発。信号待ちを待つて運転手に話しかける「合併していいことありました?」。しばし沈黙の後「なんにもないな なんやかや上がってきよった」。いろいろ地元の様子を聞くうち終点に着く。バスはまた無人で引き返して行った。また来る時まで廃止にならないことを祈る。

最近、旧街道や古道を歩く旅人と出会うことが多くなった。その行き帰りには電車・バスを利用してほしい。フラリと下車した駅から、ちょうど発車するバスに終点まで乗り、帰りは歩いてブラブラと…そんな旅を流行させたいと思う。

年に数回、与謝野町となった加悦を訪ねる。道の駅に隣接する「加悦 S L 広場」に置かれた保存車両の修復を目的とする「加悦鉄道保存会」の活動に参加するためである。5 月と 11 月には保存車両に来場者を乗せて広場内を往復する。夢はこの 4 月から丹後鉄道与謝野駅となった旧国鉄丹後山田駅までの線路復活なのだが……。

私と加悦との縁を結んでくれた国鉄宮津線蒸気機関車最後の日に逝った祖父に感謝したい。



山本周五郎のとらえた貧困

「赤ひげ診療譚」や「青べか物語」、「縦ノ木は残った」など数ある中でも私は貧困問題を取り上げた作品に惹かれます。山本周五郎は昭和初期から戦後の混乱期の貧困状況を時代ものにも投影していますが、もしも21世紀の貧困の様を見たらどのような作品を書くのか、昔も今も変わらんナーと嘆くのか、貧困の深化にますます筆が走るのかと想像するのも読者にとって楽しみです。

私は前の職場で貸金業関係の相談などを受ける仕事をしており、債務者の方々の貧困の姿にたびたび出会いました。「腎臓売れ、目ん玉一個売れ」という日栄や商工ファンドの違法な取り立てがあり、アコムやプロミスなどが「死んで、生命保険で借金を返せ」と言うことが大きな社会問題になりました。当時、大手5社だけで4万件近い保険金の支払いを受けており、うち自殺によるものが約一割もあったとされています。

「丹後ちりめん」に携わった方々の自殺が異常に増えたのもこの時期でした。

山本作品を読んでいると、相談内容と同じような話に出くわすのです。「・・・そういう弱い貧乏人の血をしぼり、娘を売らせ、裸で放り出し、おもい余って三人も死なせやがった、生かしておけばこれからもするやつだ、おらあやらずにいられなくなってやった、・・・口惜しいけれども、やっぱりおれも貧乏人の倖なんだ」（暴風雨の中）。

そして結局弱いものがいじめられ、暮らしと命を奪われ、生活を破壊される。しかし、弱いものほど誠実でまじめで真実で、そこに読者の心の救いが与えられ、奥行きのある感動を受けます。

「富み栄えている者よりも、貧困と無知のために苦しんでいる者たちのほうにこそ、おれは却って人間のもっともらしさを感じ、未来の希望が持てるように思えるのだ」（赤ひげ診療譚）。「人間にとって大切なのは、どう生きたかではなくどう生きるかにある」（二十三年）。「あやまちのない人生というやつは味気ないものです、心になんの傷ももたない人間がつまらないように、生きている以上、つまずいたり転んだり、失敗をくり返したりするのがしぜんです」（橋の下）等、物語の折々に語られる言葉に共感します。

小説は、読んでいる人間を作品の主人公と同化させ、夢中にさせます。そして読んでいる間に読者が慰められ、勇気づけられ、ほめられ、批判されます。今思えば恥ずかしくなるようなことも、ずいぶんと人に迷惑を掛けたことも、そう気に病むこともないよと慰められ、あるいは思い上がった認識を打ち砕かれ、とにかく読むだけでこんなにも夢中にさせる力を持っているのが山本作品なのです。

まだお読みでない方は是非ご一読を。きっと心の宝物が見つかりますよ。

高瀬川の桜と喫茶「ソワレ」



桜の季節が来るとなぜか気持ちがザワザワしてしまいます。他の花は見逃してもなんと言うことはないのに、桜の花だけは見ごろを逃すとすごく損をした気分になるのはおかしいものです。多少はマスコミに踊らされているかもしれませんが、日本人のDNAが春の訪れに反応してしまうようです。そんな訳で、雨上がりの午後、三条京阪から高瀬川に出て川沿いの桜を見て歩くことにしました。川辺に枝を広げて咲く桜と柳の新芽が、周囲の建物の白壁や黒壁を背景に美しく映えて京都らしい風情を見せています。

満開の桜を眺めながら歩いていくと、かつて土佐藩邸のあった場所に元立誠小学校があります。ここは昭和三年に開校し、平成五年に閉校となった小学校で、現在は校舎をそのまま「立誠・シネマ」として利用し、毎日さまざまな映画が上映されています。実はここは日本で一番最初に映画（フィルム）の上映が行われた場所で、「日本映画原点の地」と呼ばれているそうです。1897年、フランスの

リュミエール兄弟が発明したシネマトグラフが輸入された際、最初の上映実験がこの地にあった京都電燈（現・関西電力）で行われました。その後京都では映画の撮影所が次々に生み出されるようになり、映画の街として全国的に有名になったそうです。京都の町をめぐっていると、琵琶湖疎水が造られたこの頃に由来する事柄が多いことに気がつきます。東京に負けないように新しい物をどんどん取り入れて街づくりをしていたのですね。

四条通りまで下がって、「喫茶ソワレ」で一休みしました。昭和23年創業のレトロな店です。「珈琲の香にむせび（び）たるゆうへ（べ）より 夢みる人となりにつけらしな」・・・歌人・吉井勇がソワレを詠んだ歌のレリーフが表のウインドウに飾ってありました。先代のオーナーは美術愛好家であり東郷青児のコレクターでした。壁に東郷の絵が掛けられ、グラスやコースターにも東郷が描いた美人画があしらわれています。少し暗い店内に広がるブルーの照明は染色研究家の上村六郎の助言によるもので「女性がきれいに見える」のだとか。また圧巻なのは店内を装飾する彫刻です。日展作家・池野禎春の作品だそうです。この創業当時のままの雰囲気が様々な雑誌に取り上げられ、観光客もたくさん来店して、お店の前に行列ができることもあるそうです。左右は背の高いビルに挟まれていましたが、「ソワレ」だけ時間が止まったように頑なに存在しています。人気メニューのゼリーポンチをいただきました。カラフルな四角いゼリーが緑色のソーダー水の中にきらきら浮かんでいます。なんとも「ザ昭和！」な一品でした。

第40回通常総会

日時 6月6日(土) 13:30～

(受付開始 午後1:00)

場所 かもがわ(市職員会館)

中京区土手町夷川上ル末丸町284

地下鉄「市役所前駅」下車

市バス「河原町丸太町」下車

議案 ①2014年度活動報告・決算案

(公益目的支出報告含む)

②2015年度活動計画・予算案

③次期役員の選出

記念講演

「京都の中小企業の今、これから」(仮題)

萩原 靖さん(京都中小企業家同友会
・事務局長)

●総会終了後、交流会を、総会と同じ「かもがわ」で開催します。会費3000円です。

＜雑感＞ 一斉地方選挙は「安倍暴走政治ストップの審判を地方から」と訴えた共産党と民意に背く自民党との「自共対決」となり共産党が躍進。しかし安倍内閣は選挙後も「戦争立法」や原発再稼働、アベノミクスの加速などの暴走をすすめていっています。有権者はそんな「信任」を与えていません。世論調査では「戦争立法」でも消費税増税でも安倍政権の悪政に、反対の声が圧倒的多数です。安倍政権は、国民の声に逆らう暴走をきっぱりやめるべきです。

ツキイチ土曜サロン

＜お気軽に参加ください＞

5月16日(土) 午後2時～

京都自治体問題研究所

題材：集英社新書「資本主義の克服『共有論』で社会を変える」

(15年3月 金子勝著 集英社)

報告者：土居靖範さん

資本主義の歴史を俯瞰し、著者はその歩みを国民国家の膨張とその衝突と捉える。その中で、戦争や大恐慌などの歴史的転換期に起きる「非線形変化」と、経済循環による「波動」をつかむことで、危機的状況にある資本主義の病理を浮き彫りにする。

税制や社会保障制度などの新たな枠組みは、今日のような歴史的転換期に更新されていく。そこに、これらの制度やルール空白が生じ、「独占」が生まれる。「独占」に抗し、「失われた30年」とも言われる閉塞状況を打破するには、社会を変えていく原理として、制度やルールの「共有」が有効となる。

個人の自由と平等を保障しつつ、新しい産業構造への転換を促す道を提示する。著者は、この概念についてはぜひ本書をお読みいただきたい、と言う。